

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十四号)
(産業支援課)

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の四点を条例に追加する

・ 金属3Dプリンタ (造形装置に係る部分)	一時間	二、四三〇円
(脱脂装置に係る部分)	一時間	四八〇円
(焼結装置に係る部分)	一時間	七〇〇円
・ 味覚センサ	一時間	四、三〇〇円

(二) 手数料

次の四点を条例に追加する

・ ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析	試料分析	一試料一測定	二五、五〇〇円
	質量スペクトル解析	一試料	七、二二〇円
・ 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料一測定	一四、三〇〇円
	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料一測定	一九、八〇〇円

(三) 次の六点を条例から削除する

- 使用料
- ・ 引張せん断試験機
 - ・ モーションキャプチャ
 - ・ 熱膨張計
 - ・ 高速度カメラ
 - ・ 二次元座標測定顕微鏡
- 手数料
- ・ 通気性試験

三 施行期日

公布の日